報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令 和 3 年 2 月 19 日
中国四国管区行政評価局

広島合同庁舎の入居官署職員の適切な喫煙対策の実施
～勤務時間中の喫煙に関する職員への指導の徹底等についてあっせん～

総務省中国四国管区行政評価局（局長：平野真哉）は、民間有識者を構成員とする「行政苦情救済推進会議」（座長：片木晴彦広島大学大学院人間社会科学研究科教授）の意見を踏まえ、本日、広島合同庁舎に入居する国の官署（以下「入居官署」という。）21機関に対し、勤務時間中の喫煙に関する職員への指導の徹底や、禁煙サポートの充実等についてあっせんしました。

【相談内容】

令和元年7月1日の敷地内全面禁煙化以降、庁舎周辺の住民から当局に対し、「職員らしき人たちが喫煙しているが、勤務時間中にもかかわらず相当な時間職場を離れているように思う。」、「民間駐車場で職員が喫煙しているが、その周辺は市の条例で喫煙制限区域に指定されている場所であるのでやめさせてほしい。」、「弊社ビルの車庫・駐輪場内で喫煙している職員が何名かおり、煙の被害で困っている。」との相談が相次いであった。

【調査結果の概要】

※　別紙のとおり

【行政苦情救済推進会議の意見】

本件については、受動喫煙防止の徹底という観点のほか、条例違反や私有地への不法侵入の問題でもあるため、厳しく対処する必要がある。

まずは、広島合同庁舎の入居官署に対して、敷地内全面禁煙化に伴う適切な喫煙のための周知・啓発、禁煙サポート等に積極的に取り組むよう求める必要がある。

また、喫煙者が急速に減少することが期待できない中で、周辺への迷惑を防止する観点から、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置することについて再検討を求める必要がある。

○　行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、当局は、広島合同庁舎の入居官署（21機関）へあっせん

【広島合同庁舎の入居官署（21機関）へのあっせん】

①　勤務時間中（休憩時間を含む。）の喫煙について、服務規律や広島市の条例等を遵守するよう職員に対する指導を徹底すること。
②　研修の実施や健康診断等の機会の活用により、喫煙が健康に与える影響等についての情報を職員に提供すること。
③　禁煙を希望する職員に対する医師等の専門家によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介等の禁煙サポートの充実を図ること。
④　上記①から③の措置を講じても不適切な喫煙の防止効果がみられない場合、広島合同庁舎の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置することの必要性等について検討すること。

（注）　広島合同庁舎の入居官署（21機関）：人事院中国事務局、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所、警察庁中国四国管区警察局、総務省中国四国管区行政評価局、法務省広島矯正管区、法務省広島法務局、財務省中国財務局、国税庁広島国税局、国税庁広島国税不服審判所、厚生労働省中国四国厚生局、厚生労働省広島労働局、厚生労働省広島中央労働基準監督署、農林水産省中国四国農政局広島県拠点、経済産業省中国経済産業局、国土交通省中国地方整備局、国土交通省中国運輸局、国土交通省国土地理院中国地方測量部、気象庁広島地方気象台、環境省中国四国地方環境事務所広島事務所、防衛省中国四国防衛局、自衛隊広島地方協力本部



【本件照会先】
首席行政相談官　真鍋　政信
電　　話：082-228-6174
Ｆ　Ａ Ｘ：082-228-4955
E-mail：cgk32@soumu.go.jp

別紙

【調査結果の概要】

1　制度の概要

(1) 健康増進法による喫煙規制

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）により、官公庁施設、学校、病院など多数の者が利用する施設の管理者には、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課せられていたが、平成 30 年 7 月 25 日に健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）が公布され、喫煙規制が強化された。

改正法では、多数の者が利用する施設等を第一種施設、第二種施設及び旅客運送事業自動車等に区分し、各区分に応じ、当該施設等の一部の場所を除き喫煙を禁止している。行政機関の庁舎は第一種施設とされ、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所を除き、敷地内は禁煙とされている。「特定屋外喫煙場所」については、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することなどの要件が厚生労働省令で定められている。

改正法は、平成 31 年 1 月 24 日及び令和元年 7 月 1 日の一部施行を経て、2 年 4 月 1 日から全面施行されており、第一種施設に係る規定の施行期日は元年 7 月 1 日である。

(2) 職場における受動喫煙防止対策等に係る人事院通知

人事院（事務総局職員福祉局長）は、平成 30 年 7 月の健康増進法の一部改正を受け、令和元年 6 月 14 日に「職場における受動喫煙防止対策及び健康確保に係る取組について（通知）」を発出し、さらに令和 2 年 4 月 1 日からの改正法の全面施行を見据え、同年 3 月 2 日に新たな通知（以下「令和 2 年通知」という。）を発出（前記の令和元年通知は廃止）している。

令和 2 年通知では、第一種施設においては敷地内禁煙とすることが原則であり、特定屋外喫煙場所の設置が推奨されているものではないこと、特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮をすることなどが規定されている。また、禁煙サポートとして、喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進には、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者を支援する必要があることから、各省各庁の長は、①喫煙者に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供するとともに、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対して、禁煙を支援するための具体的対策を講じることが適当であるとしている。

(3) 広島市の条例に基づく喫煙規制

広島市は、「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」（平成 15 年 7 月 10 日条例第 47 号）に基づき、喫煙により他人の身体を害する行為を防止することが特に必要であると認められる区域として、喫煙制限区域を指定している。喫煙制限区域内の屋外の公共の場所においては、指定喫煙場所（管理者が設置し、又は設置を許可した灰皿のそば）を除き、喫煙が禁止されており、違反者には罰則（2 万円以下の過料）が科せられている。

広島合同庁舎は喫煙制限区域内に所在しており、周辺の道路、公園等の屋外公共用地での喫煙が禁止されている。広島合同庁舎周辺の屋外公共用地における指定喫煙場所は次の 3 か所である。

① 広島翔洋テニスコート（広島市中央庭球場）北側歩道（喫煙ブースを設置）
② 広島城東側入り口（ＲＣＣ中国放送南側）
③ 京口門公園

2 改正法の施行に伴う広島合同庁舎における受動喫煙防止対策

広島合同庁舎においては、令和元年 7 月 1 日の改正法の一部施行以前は屋内各所に喫煙室を設置し、分煙対策を講じていたが、同法施行後は、特定屋外喫煙場所は設置しておらず、敷地内全面禁煙としている。

3 広島合同庁舎の入居官署職員の庁舎外喫煙防止対策に関する調査結果

令和2年8月、当局では、広島合同庁舎の入居官署21機関に対し、敷地内全面禁煙化を契機とする職員への指導状況、庁舎外での喫煙を防止するために講じている措置等について、アンケート調査を実施した。その結果は次表のとおりであり、職員のうち喫煙者数の把握をしていない機関が9機関、敷地内全面禁煙化に伴う喫煙に関するルール設定、指導等を特段行っていない機関が11機関、庁舎外喫煙の防止措置を特段講じていない機関（官署内に喫煙者がいないとする1機関を除く。）が4機関みられた。

また、人事院通知による禁煙サポートを実施している官署は4機関と低調であった。

表　広島合同庁舎の入居官署に対する職員の庁舎外喫煙防止対策に関する調査の結果

調査事項	回答内容
1　職員のうち喫煙者数の把握状況	把握している　12機関 把握していない　9機関
2　敷地内全面禁煙化に伴う喫煙に関するルール設定、指導等	敷地内全面禁煙の周知　7機関 適切な喫煙指導　7機関 特段行っていない　11機関
3　庁舎外喫煙の防止について講じている措置（当局、中国財務局合同庁舎管理室からの情報提供を受けての対応状況）	情報提供を受けて職員に周知・徹底　17機関 特段講じていない　5機関
4　上記3の措置を講じていない理由等	喫煙者がいないため　1機関 勤務時間中に喫煙している職員がいないため　2機関
5　禁煙サポートの実施状況	実施している　4機関 ・喫煙リスク等の周知（1機関） ・禁煙セミナーへの参加促進（1機関） ・健康診断時に喫煙の影響について情報提供(1機関) ・禁煙の奨励・禁煙外来の紹介(1機関) 実施していない　17機関

（注）1　調査事項2に対する回答のうち「敷地内全面禁煙の周知」と「適切な喫煙指導」について重複（両方の措置を実施）している機関があるため、合計値は機関数を上回る。

2　調査事項3について、1機関は「情報提供を受けて職員に周知・徹底」と「特段講じていない」の両方にまたがるため（一部の部署のみ実施）、合計値は機関数を上回る。

3　広島合同庁舎の入居官署（21機関）：人事院中国事務局、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所、警察庁中国四国管区警察局、総務省中国四国管区行政評価局、法務省広島矯正管区、法務省広島法務局、財務省中国財務局、国税庁広島国税局、国税庁広島国税不服審判所、厚生労働省中国四国厚生局、厚生労働省広島労働局、厚生労働省広島中央労働基準監督署、農林水産省中国四国農政局広島県拠点、経済産業省中国経済産業局、国土交通省中国地方整備局、国土交通省中国運輸局、国土交通省国土地理院中国地方測量部、気象庁広島地方気象台、環境省中国四国地方環境事務所広島事務所、防衛省中国四国防衛局、自衛隊広島地方協力本部

4　広島合同庁舎周辺における喫煙の状況

上記１の(3)で前述した広島翔洋テニスコート北側歩道の指定喫煙場所を管理する広島市環境局業務第一課から聴取したところ、同課には、「入居官署の職員らしき者が、昼の休憩時間にブース外の広い範囲に拡がって喫煙している。」という市民からの苦情が多数寄せられており、同課は、対策として、注意書き※を掲示するとともに、巡回指導員が苦情のあった場所を重点的に巡回して指導しているとしている。

当局が昼の休憩時間に当該指定喫煙場所を現地調査したところ、同課が指摘したとおり、ブース外の広い範囲に拡がって喫煙している状況がみられた。

※注意書き「広島市からのお願い」の内容

「受動喫煙を防止するため、喫煙所の中で喫煙してください。」

「新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、利用者が多い場合は、お互いの距離が取れるよう、順番待ちをお願いします。」

「喫煙所の外で喫煙する方に対する苦情が相次いでいます。喫煙マナーを守り、みんなが快適に暮らせるよう、御協力をお願いします。」

「喫煙ブースの外で喫煙している方へ　喫煙はブースの中で！」

「ブースの外で喫煙する方が多く、受動喫煙に関する苦情が相次いでいます！！」